

## 1年単位の変形労働時間制に関する協定

と の従業員とは、変形労働時間制の実施に関し次の通り協定する。

- 第1条 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間の勤務時間については、本協定の定めるところによるものとする。
- 第2条 前条の期間中における各日の所定労働時間は 時間 分、始業時刻は午前 時 分、終業時刻は午後 時 分とする。
- 第3条 第1条の期間中における休日は、別紙年間カレンダーの通りとする。
- 第4条 第1条の期間中、平成 年 月 日から平成 年 月 日を特定期間と定める。
- 第5条 第2条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、就業規則に基づき時間外手当を支払う。
- 第6条 妊娠中または産後1年以内の女子従業員が請求した場合は、本協定はその女子従業員には適用しない。
- 第7条 育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練または教育を受ける者その他の特別の配慮を要する従業員に対する本協定の適用に当たっては、会社は従業員代表と協議するものとする。
- 第8条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

使用 者

職名  
氏名

印

従業員代表

職名  
氏名

印